

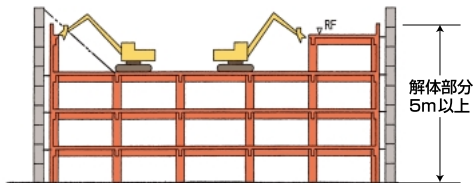
コンクリート造の工作物の解体等作業

作(安衛則517の17)

高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業

技能講習

- 受講資格：①コンクリート工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上コンクリート工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他



技能講習用